

## 新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の委員の指名について

### 1 小委員会の委員の指名について

【規則第40条第1項】

審議会委員のうち、審議会の会長が指名する者9人以内をもって組織する

### 2 委員長及び副委員長

【規則第40条第2項、第3項】

小委員会に委員長及び副委員長を置く

委員長：小委員会委員のうち、審議会の会長が指名する者

副委員長：選任方法については、特に定めなし

### 3 小委員会が議題とする事項

【条例第31条第2項に定める委任事項】

- (1) 景観法や条例で定める勧告に関すること
- (2) 景観法や条例で定める必要な措置をとることの命令に関すること
- (3) 条例で定める公表に関すること

#### <凡例>

条例：新宿区景観まちづくり条例

規則：新宿区景観まちづくり条例施行規則